

2021年度課題解決型福祉用具実用化開発支援事業

公募要領

I 概要編

II 別添集

【ご注意】

- 本事業は、国の予算成立が前提です。今後、予算状況によっては内容等が変更になることもありますのであらかじめご了承ください。
- 本事業への提案は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による申請とNEDOへの提案書類の提出が必要です。当該システムの使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度要することがございますので、未登録の方はお早めにご登録願います。

2021年5月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
イノベーション推進部

【受付期間】

2021年5月27日(木)～2021年7月13日(火) 正午

アップロード完了**【提出先及び提出方法】**

- Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（4. 提出方法について（1）提出期限及び提出先、（3）提出書類）のアップロードを行ってください。
- <Web 入力フォーム>
<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/g7m5ezytlt8d>
- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を提出してください。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- アップロードするファイルは、「2021年度情報項目別ファイル」はExcel形式、それ以外はPDF形式とし、一つのzipファイルにまとめてください。

【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

目次

I 概要編

No.	内容	ページ
1.	事業の概要	5
(1)	背景及び目的	5
(2)	事業規模	6
(3)	事業期間	6
(4)	助成率及び助成金の額	6
(5)	課題解決型福祉用具実用化開発支援事業実施の流れ	6
(6)	公募スケジュール	7
2.	助成対象について	7
(1)	応募要件	7
(2)	実証機関及びその他機関の位置づけ	10
3.	応募にあたっての留意事項	11
(1)	本事業内の重複について	11
(2)	重複助成の排除	11
(3)	公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応	12
(4)	研究活動の不正行為への対応	13
(5)	NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口	15
4.	提出方法について	15
(1)	提出期限及び提出先	15
(2)	提出にあたっての留意事項	18
(3)	提出書類	20
(4)	問い合わせ先	20
5.	秘密の保持	21
6.	助成先の選定について	21
(1)	選定方法	21
(2)	審査について	23
7.	助成先の決定および通知	25
(1)	提案内容の公表	25
(2)	中間評価・事後評価の実施	25
(3)	交付決定の取り消し	25
8.	助成対象費用の詳細	26
9.	その他	28
(1)	助成金の支払い	28
(2)	取得財産の管理	28

(3)	産業財産権の届出	29
(4)	事業期間終了後の留意事項	29
(5)	「国民との科学・技術対話」への対応	30
(6)	本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて	30
(7)	提案情報の管理	31
(8)	安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	31
(9)	個人情報について	32
(10)	情報公開について	32
(11)	中小企業技術革新制度（SBIR）	33
(12)	博士課程後期（学生）のRA（リサーチアシスタント）等への雇用	33
(13)	NEDO事業に関する業務改善アンケート	33

2021年度 課題解決型福祉用具実用化開発支援事業に係る公募について
(2021年5月27日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)は、「課題解決型福祉用具実用化開発支援事業」を実施します。基本計画に示す助成事業について、研究開発を行う事業者を、民間企業等から以下の要領で募集します。

1. 事業の目的等

(1) 背景及び目的

超高齢社会の急速な進展に伴い、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある高齢者や障害者の自立を促進し、また、これらの者の介護者の負担の軽減を目的とした、福祉用具開発が強く求められています。このような背景の下、平成5年に制定された「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年五月六日法律第三十八号）」において、NEDOは、福祉用具の技術向上に資する実用化研究開発を助成すること、福祉用具に係る情報収集、情報提供その他の援助を行うことが規定されています。

また、「健康・医療戦略（平成25年6月14日関係閣僚申合せ）」において、国民が健やかに生活し、老いることができる社会（健康長寿社会）の実現を目指すことが示されています。加えて、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた科学技術・イノベーションの取組に関するタスクフォース事業計画」として策定された9プロジェクトのうち、「社会参加アシストシステム」の取組の一つとして本事業が挙げられ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で活用又は大会に合わせて実用化していくべき科学技術イノベーションを促進させる制度として指定されています。

産業としての福祉用具は、高齢者、障害者及び介護者がユーザーであり、使用用途や身体の障害度合いが人によって異なる等の理由から、個別用具ごとのマーケットが小さく、事業者にとっては総コストに占める開発コスト比率が高くなり、企業活動に伴うリスクの中でも開発時のリスクが大きなウエイトを占めています。また、事業者の多くは中小企業であり、経営基盤が必ずしも強靱ではないため、研究開発投資が大きな負担となっている企業も多くなっています。したがって、福祉用具の実用化を促進するためには、中小企業等が行う研究開発に対する支援を行うことで、開発リスクを軽減することが必要です。

以上の背景から、福祉用具の開発を行う企業等に対し助成金を交付することにより、福祉用具の実用化開発を推進し、高齢者、障害者及び介護者のQOLを向上することを目的とします。

(2) 事業規模

2021年度の事業規模：合計0.6億円

予算の範囲内で採択します。なお、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により減額して交付することがあります。

(3) 事業期間

原則として、交付決定通知書に記載する事業開始の日から2年度以内とし、最長で2023年3月までの期間において任意に設定可能です(原則、1年度単位)。

事業終了予定年月日は、当該終了予定月の20日までとします(土日祝日の場合には翌営業日とします)。

なお、事業開始は、2021年10月上旬を予定しています。

(4) 助成率及び助成金の額

① 助成率は、次のとおりとします。

助成率：2/3以内

但し、「みなし大企業」(2. 助成対象について(1) 応募要件 ②助成対象事業注3参照)に当てはまる事業者については1/2以内とします。

② 助成金の額は、次のとおりとします。

助成金の額：1年度における助成金の額は2千万円以内とします。

(1助成対象事業当たり2年度で4千万円以内)

(5) 課題解決型福祉用具実用化開発支援事業実施の流れ

① 助成を希望する中小企業等から、Web入力フォームへの必要事項の入力及び提案書のアップロードをしていただきます。

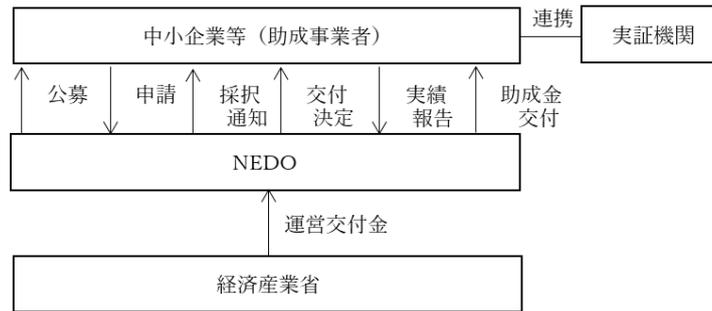
② NEDOは、外部専門家による審査及びNEDO内の審査を経て採否を決定し、その結果を通知するとともに、採択者の名称等をホームページで公開します。

③ 採択された事業者は、必要な調整を行ったのち、NEDOから採択された事業者に交付決定通知を発出し、助成事業開始となります。

④ 助成事業終了時に、助成事業者は実績報告書を提出し、NEDOは実績報告書に基づき精算払いを行うことを原則とします。ただし、概算払いの必要があると認められる場合は、証拠書類により支払い実績が確認できる費用について概算払いを行います。

⑤ 助成事業の事務処理については、課題設定型産業技術開発費助成事業事務処理マニュアルに従って実施していただきます。

⑥ 本事業においては、開発体制に実証機関を含み、助成事業者が実証機関と連携して実際のユーザーを対象にした実証試験を行うことが必須の要件です。以下に事業スキームの概略を示します。



事業スキーム図

(6) 公募スケジュール

公募期間 : 2021年5月27日(木)～2021年7月13日(火)

審査期間 : 7月中旬～9月中旬

9月上旬頃にヒアリング(プレゼンテーション)審査を実施する場合があります。

交付決定 : 10月上旬を予定

2. 助成対象について

(1) 応募要件

① 助成対象事業

助成事業として次の要件を満たすことが必要です。

- ア. 研究開発の対象となる機器が「福祉用具^(注1)」であること、全く同一の機能、形態の製品が存在しないという新規性、技術開発要素を有していること。
- イ. その事業が、ユーザーニーズに適合し、技術開発要素を有する等、助成金交付の目的に適合するものであること。
- ウ. その福祉用具の実用化開発により、介護支援、自立支援、社会参加支援、身体代替機能の向上等具体的な効用が期待され、かつ一定規模の市場が見込まれ、更に、利用者視点で、経済性に優れているものであること。
- エ. 福祉用具に対するユーザーニーズを的確に反映し、速やかな実用化導入とするため、介護・福祉施設等のユーザー等との協力体制の下で行っていること。
- オ. その事業が、他の補助金、助成金の交付を受けていないこと。

(注1) 「福祉用具」の定義：「福祉用具」とは、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具をいう(福祉用具法第2条より)。

② 助成対象事業者

助成事業者は、提案者及び共同提案者とも、次のア～キの全ての要件を満たすことが必要です。

ア. 日本に登記されている民間企業等であって、当該助成事業者が日本国内に本提案に係る主たる技術開発のための拠点を有すること。法人格を有する者に限る。

ただし、日本国内の法人格を有する者が助成事業者となる別の法人を設立する場合には、提案時に法人設立準備中であることを証明する資料を提出するとともに、この公募の採択決定直後に行う交付決定の時までに助成事業者が日本国内の法人格を有することを条件として応募の対象とする。

イ. 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。

ウ. 助成事業を的確に遂行するために必要な費用の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。

エ. 助成事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

オ. 当該助成事業者が遂行する助成事業が、本事業の目的を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。

カ. 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。

キ. 日本国内で登記されている中小企業等であること（ここでいう中小企業等は、以下に示す「中小企業」又は「中小企業者としての組合等」を指し、財団法人、社団法人、を含まない）。具体的には以下の(ア)、(イ)のいずれかの要件を満たす者であること。なお、本助成事業では、大企業についてはいかなる提案者としても参画できない。

(ア) 中小企業基本法に定められている資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業に該当する法人であること。

(イ) 以下の a. ～b. のいずれかに該当する「中小企業者」としての組合等。

a. 産業技術力強化法施行令第6条第1項第3号に規定する事業協同組合等(技術研究組合等を含む)。

b. a. のほか、特別の法律により設立された組合及びその他連合会の要件については産業技術強化法施行令第6条第1項第3号を準用する。

本事業において、「中小企業」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定められている下表の「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかを満たす会社(旧有限会社法で定義される有限会社及び会社法で定義される株式会社・合名会社・合資会社・合同会社)であって、みなし大企業^(注2)に該当しないもの、且つ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないものを指

します。なお、資本金基準及び従業員基準は、提案者(連結ではなく、単体)が、提案書提出日において、下表の基準を満たしていることとします。ただし、事業実施期間に限って、資本金の減資や従業員数の削減を行い、事業実施期間終了後に、再度、資本金の増資や従業員数の増員を行うなど、専ら本事業の対象事業者となることのみを目的として、資本金、従業員数、株式保有割合等を変更していると認められた場合には、提案時点にさかのぼって本事業の対象外とします。

主たる事業として 営んでいる業種 ^(注3)	資本金基準 ^(注4)	従業員基準 ^(注5)
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

(注2)本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいいます。

- 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業^{※1}の所有に属している企業。
- 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業^{※1}の所有に属している企業。
- 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている企業。

※1 本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

上記の要件を満たす複数の中小企業等による提案も助成対象となります。その場合、代表となる者を提案者とし、提案者以外の者を共同提案者とします。提案者及び全ての共同提案者は、2.(1)応募要件を満たし、提案時には、複数の者の役割分担を明

確にする必要があります。なお、申請する費用は、原則として、代表となる者の費用が、全体の対象費用の50%以上とする必要があります。

(注3) 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

(注4) 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

(注5) 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

③ 助成対象となる開発体制

本助成事業においては、開発体制に実証機関を含み、助成事業者が実証機関と連携して実際のユーザーを対象にした実証試験を行うことが必須の要件です。実証試験は、助成事業者単独でなく、実証機関との協力体制の下で実施することとします。

実証機関とは、病院、老人福祉施設、障害者支援施設等で、開発する福祉用具のニーズを把握し、実証試験を行える体制を有しているなど、助成事業者との連携により、事業者単独では成し得ない実用的な機器開発へ貢献する役割を担うものです。

実証機関として参画する機関は、次のア、イの全ての要件を満たすことが必要です。複数の実証機関が参画することも可能です。

ア. 日本国内の公的機関または法人登記された機関であること。

イ. 助成事業者と連携し、実証試験を実施する能力を有すること。

(2) 実証機関及びその他機関の位置づけ

実証機関、その他の共同研究先及び協力機関は、下図の①～④に位置づけます。

中小企業等		
	連携	
	共同研究先	協力機関
実証機関	①	②
実証機関以外	③	④

実証機関は、①又は②の位置づけとし、開発体制として必須の要件です。実証機関以外の③、④は、任意に設定が可能です。それぞれの詳細は以下の通りです。

なお、①又は③の機関と締結する共同研究契約に基づき共同研究を行う場合のみ、共同研究費の計上が認められます。

① 実証機関(共同研究先)

実証機関と実証試験の実施に関する契約(共同研究契約)を締結する場合、共同研究先と位置づけ、共同研究契約に基づき実証試験を行うことが可能です。

② 実証機関(協力機関)

実証機関を共同研究先と位置づけない場合、協力機関と位置づけます。

- ③ 共同研究先(実証機関を除く)
実証機関を除き、助成事業の一部を共同で実施するための契約(共同研究契約)に基づき研究開発を行う場合、共同研究先と位置づけることができます。
- ④ 協力機関(実証機関を除く)
実証機関を除き、共同研究先と位置づけない機関が協力体制にある場合、協力機関と位置づけます。

3. 応募にあたっての留意事項

(1) 本事業内の重複について

同一事業者が複数の提案をすることは可能です。

(2) 重複助成の排除

「提案者」、「連名提案者」、「共同研究先」のいずれかに所属する研究者等において「不合理な重複^(注6)」及び「過度の集中^(注7)」が発生している場合は、本助成事業の対象とせず採択を行いません。

(注6)「不合理な重複」とは、

同一の提案者(研究者)による同一の技術開発課題(助成金が配分される技術開発の名称及びその内容をいう。以下同じ)に対して、複数の助成金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ▶ 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の技術開発課題について複数の助成金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合。
- ▶ 既に採択され配分済の助成金と実質的に同一の技術開発課題について、重ねて応募があった場合。
- ▶ 複数の技術開発課題の間で、技術開発費の用途について重複がある場合。
- ▶ その他これらに準ずる場合。

(注7)「過度の集中」とは、

同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という)に当該年度に配分される技術開発費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ▶ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合。
- ▶ 当該技術開発課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な技術開発費が配分されている場合。
- ▶ 不必要に高額な技術開発設備の購入等を行う場合。

- ① 同一の技術開発課題についてすでに他の助成金等を受けている場合、本事業への提案はできませんが応募中の他の助成金等と同時に応募することは可能です(但し、下記②に留意のこと)。

- ② 応募時に、他府省を含む他の助成金等の応募・受入状況(制度名、提案者名、技術開発課題、実施期間、予算額、エフォート等)の共通事項を応募書類に記載していただきます。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ③ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省等、助成金担当課(独立行政法人である資金配分機関を含む。以下同じ)に情報提供する場合があります。
- ④ 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募(採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)^(注8)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります(また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります)。

(注8) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に関しては、「4. 提出方法について (2) 提出にあたっての留意事項 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による申請」を参照してください。なお、提案内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

(3) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という^(注9))及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日平成16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という^(注10))に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

①本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- ア. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- イ. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います)。
- ウ. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ)に対し、NEDOの事業への応募を制限します(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年

度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します）。

エ. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもア～ウの措置を講じることがあります。

オ. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

②「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の助成に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(注9)「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください。

経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(注10)「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください。

NEDOホームページ

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(4) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という^(注1¹))及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日平成19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という^(注1²))に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

① 本事業において不正行為があると認められた場合

- ア. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- イ. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)。
- ウ. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)。
- エ. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記ウ.により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- オ. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

② 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

(注11) 研究不正指針についてはこちらをご参照ください。

経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(注12) 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください。

NEDOホームページ

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(5) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

通知先
NEDO リスク管理統括部
〒212-8554
神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー16階
TEL：044-520-5131
FAX：044-520-5133
メールアドレス helpdesk-2@ml.nedo.go.jp
ホームページ http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html
(電話受付時間 平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

4. 提出方法について

(1) 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

① 提出期限；2021年7月13日（火）正午アップロード完了

期限までにアップロードを完了できなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備等がある場合は審査対象となりませんので、「記入上の注意」を熟読の上、注意して記入してください（提案書のフォーマットは変更しないでください）。

e-Radの登録が無い場合には、審査対象となりませんのでご注意ください。

② 提出先；Web 入力フォーム

③ 提出方法；<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/g7m5ezytlt8d>

「②提出先」のWeb 入力フォームで以下【入力項目】1.～36.を入力いただき、37.をアップロードしてください。アップロードする提出書類ファイル毎に半角

英数字でファイル名を付けてください。「情報項目別ファイル」はExcel形式、それ以外はPDF形式とし、一つのzipファイルにまとめて提出してください（提案書提案用書類等チェックリストをご参照ください）。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を提出してください。

提出された提案書を受理した際には、29.連絡責任者（提案者）：Eメールアドレスに提案受理のメールを送付します。

【入力項目】

（数字はすべて半角数字、電話番号にはハイフン（-）を入れてください）

1. 助成事業の名称^(注13)：
2. 助成事業の概要^(注13)：
3. 該当分野：下記の該当する分野より番号を選択
（①リハビリテーション機器、②義肢装具、③パーソナルケア関連用具、④移動機器、⑤家具・建具・建築設備、⑥コミュニケーション・情報支援用具、⑦レクリエーション用具、⑧その他）
4. 市場規模：5年目の市場規模
5. 技術キーワード：
（公募要領Ⅱ別添.1より重要なものから順にコード（半角数字）のみを記入、コード間は半角コンマで区切る）
6. 専門学術分野キーワード：
（公募要領Ⅱ別添.2より語句とコード（半角数字）をセットで記入、セット間は半角コンマで区切る）
7. 利害関係者^(注13)：
8. 代表者（提案者）：提案者名^(注13)
9. 代表者（提案者）：法人番号
10. 代表者（提案者）：企業規模（中小企業、みなし大企業）
11. 代表者（提案者）：代表者役職
12. 代表者（提案者）：代表者名^(注13)
13. 代表者（提案者）：住所
14. 資本金（提案者）：
15. 従業員数（提案者）：
16. 主たる業種（申請者）：日本標準産業分類、中項目を記入
17. 助成事業に要する費用：総額
18. 助成期間：下記の該当する年度より選択
単年度、2年度
19. 助成金交付申請額：総額
20. 主任研究者（提案者）：氏名

21. 主任研究者（提案者）：所属部署
22. 主任研究者（提案者）：Eメールアドレス
23. 経理担当者（提案者）：氏名
24. 経理担当者（提案者）：所属部署
25. 経理担当者（提案者）：Eメールアドレス
26. 連絡責任者（提案者）：氏名
27. 連絡責任者（提案者）：所属部署
28. 連絡責任者（提案者）：電話番号
29. 連絡責任者（提案者）：Eメールアドレス
30. 連絡責任者（提案者）：緊急連絡先（携帯電話等）
31. 主な研究実施場所：名称
32. 主な研究実施場所：住所
33. 連名提案者名称^(注13)（複数の場合は列記）
34. 共同研究先名称^(注13)（複数の場合は列記）
35. 実証機関名称^(注13)（複数の場合は列記）
36. 初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）
37. 提出書類（提出書類）

（注13） 利害関係の確認について

NEDOは、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じています。

その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDOは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることとしています。

そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしています。NEDOから1. 助成事業の名称、2. 助成事業の概要、8. 提案者名、12. 代表者名、33. 連名提案者名称、34. 共同研究先名称、35. 実証機関名称、を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。

また、NEDOが採択審査委員を選定する上で、利害関係者と考えられる者がいる場合には、7. 利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がありますので、御協力をお願いします。

(2) 提出にあたっての留意事項

① 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ^(注14) による申請

ア. 府省共通研究管理システム(e-Rad)への登録

本事業への提案は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への申請手続きと、NEDOへの提案書類の提出の両方の手続きが必要となります。このe-Radによる申請手続きを行わないと当該提案は受理できませんのでご注意ください。

(注14) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development (科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。「e-Rad」に関しては、下記URLを参照してください。システムの操作方法に関する問合せは、下記ヘルプデスクにて受け付けます。

- ▶ e-Rad ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>
- ▶ e-Rad 利用可能時間帯：平日、休日ともに0:00~24:00
(国民の祝日及び年末年始も、上記のとおり利用可能。ただし上記サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります)
- ▶ e-Rad ヘルプデスク
電話番号：0570-066-877(ナビダイヤル)、03-6631-0622(直通)
受付時間：平日 9:00~18:00
※国民の祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く

イ. 手続きの概略

以下、(ア)～(エ)の手続きのうち、(ア)～(イ)の手続は、既に所属研究機関及び研究代表者の登録を終え、IDを取得されている場合は不要です(ウ)～(エ)の手続きは必要)。

(ア)所属研究機関の登録

提案にあたっては、応募時まで e-Rad に研究者が登録されていることが必要になります。研究者の所属機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトから研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

(イ)研究者の登録

研究代表者の登録を行い、研究者ID及びパスワードを取得してください。

(ウ) 応募基本情報の入力と「応募内容提案書」の出力

e-Rad ポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募情報を入力の上、「応募内容提案書」をPDF形式で出力してください(NEDOへの提出書類として必要になります)。

(エ) 応募情報の確認と登録

「応募(入力内容の確認)」画面で応募情報ファイルの内容に不備がないことを確認してから、「この内容で提出」ボタンをクリックし、登録を完了してください。「この内容で提出」ボタンをクリックしないと e-Rad 上での登録が完了しません。

【注意事項】

- ▶ 提案書をNEDOへ提出する際には、e-Rad に登録されている必要があります。提案の前に十分余裕をもってご準備いただき、提出締切日までに登録を完了するようお願いいたします。
- ▶ 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関処理中」となっている必要があります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Rad のヘルプデスクまで連絡してください。
- ▶ 複数機関で提案する場合は、提案者及び全ての連名提案者について、機関毎に e-Rad へ所属研究機関及び研究代表者をご登録ください。登録後、研究代表者から応募情報の作成・提出を行ってください(実証機関、共同研究先、協力機関は必要ありません)。

- ② 資料提出にあたり、提案書のデータ容量は100MB以内までとしてください。
- ③ 提案書は日本語で作成してください。また、採択された場合の事業実施にあっても、助成事業者が作成する書面は日本語で作成していただきます。
- ④ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ⑤ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。(受付番号の表示は受理完了とは別です。)
- ⑥ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受付けません。
- ⑦ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ⑧ 「2.(1) 応募要件」を満たさない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。

- ⑨ 提案書に不備があり提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とします。
- ⑩ 受理後であっても応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ⑪ 無効となった提案書その他の書類は、NEDOにて破棄します。
- ⑫ 同一事業者が異なるテーマについて複数の応募をすることは可能ですが、採択されるテーマ数について制限することがあります。

(3) 提出書類

- ① 提案用書類等チェックリスト
- ② 助成事業提案書（様式第1）
- ③ 助成事業要旨
- ④ 助成事業内容等説明書（添付資料1）
- ⑤ 助成事業実施計画書（添付資料2）
- ⑥ 企業化計画書（添付資料3）
- ⑦ 事業成果の広報活動について（添付資料4）
- ⑧ 非公開とする提案内容（添付資料5）
- ⑨ 利害関係者一覧（添付資料6）
- ⑩ e-Rad 応募内容提案書（添付資料7）
- ⑪ 会社案内（添付資料8-1）
- ⑫ 全部事項証明書（添付資料8-2）
- ⑬ 直近3年分の納税証明書（添付資料8-3）
- ⑭ 株主名簿または出資者と出資比率の明細書（添付資料8-4）
- ⑮ 主任研究者 研究経歴書（別添）
- ⑯ 情報項目ファイル（I. 資金計画、II. 資金繰り表、III. 財務データ入力の各シート）（Xlsx形式）

(4) 問い合わせ先

本事業への提案に関するお問い合わせは、原則、Eメールのみとなります。電話対応をご希望の場合、Eメールにお名前、電話番号、問い合わせ内容を記載の上、ご連絡ください。事務局より折り返しお電話をさせていただきます。

なお、問い合わせ対応については、平日10:00~12:00及び13:00~17:00にて対応致します。

問い合わせ先 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) イノベーション推進部 プラットフォームグループ 福祉用具実用化開発支援事業 担当 メールアドレス: fukushi@nedo.go.jp
--

5. 秘密の保持

- NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- 評価者には守秘義務がありますが、提案者が提案書の一部について非公開の扱いを希望する場合は、該当する部分を「添付資料5」に明示ください。NEDOはその部分については評価者に開示しません。ただし、この場合、評価者の判断材料が不足するために、評価が低くなるおそれがありますのでご注意ください。
- 取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発等実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「主任研究員研究経歴書（CV）」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第3条の定めにより、助成事業者決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。
- e-Radに登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

6. 助成事業の選定について

（1）選定方法

提出された書類をもとに、外部専門家による事前審査（書面審査）を行います。事前審査の過程で必要に応じ資料の追加やプレゼンテーションの実施を依頼する場合があります。プレゼンテーションを依頼する場合、プレゼンテーション審査の日時・場所等について、提案書に記された「連絡担当者」にNEDOから連絡致しますが、この連絡から審査当日までの期間が一週間程度となる場合があります。プレゼンテーション資料の様式は、公募締め切り後遅滞なく「連絡担当者」へ連絡します。

採択者は、NEDO内で実施する本審査（契約・助成審査委員会）において、事前審査の結果を踏まえNEDOが定める基準等により審査を行い、最終的に決定されます。

なお、上記審査は、非公開で行われ、審査の経過、その他の審査に関する問い合わせには一切応じることができません。

① 外部専門家による審査

外部専門家が、評価項目（「（2）審査について」参照）に従って書面及び審査委員会等において技術評価及び事業化評価等を行います。また、公募期間中に評価者候補の所属及び氏名を、NEDOのホームページ上に公開します。

応募する事業案件に関して、評価者候補を含め公正な評価が保証されないと提案者が判断する利害関係者（利害関係者の定義参照）がいる場合は、提出書類等の

「利害関係者一覧（添付資料6）」にその該当者の所属、氏名と理由を記載することができます。

利害関係者の定義

1 規程

NEDOでは、NEDO技術委員・技術委員会等規程(平成30年度規程第10号)(以下「規程」という)第25条及び第34条それぞれの第2項において、利害関係者を次のとおり規定しています。

【規程抜粋】

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定める通りとする。

- 一 審査を受ける者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族にある者
- 二 審査を受ける者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者
- 三 審査を受ける者が提案する課題の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者
- 四 審査を受ける者が提案する課題と直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者
- 五 その他機構が利害関係者と判断した者

② 本審査（契約・助成審査委員会）

採択者は、NEDO内で実施する契約・助成審査委員会において、事前に実施する採択審査委員会による審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等により審査を行い、最終的に決定されます。

採択に至った場合でも、助成金の交付額は審査の結果及び予算の制約等により提案額から減額して交付決定することがあります。

③ その他の事項

評価者が提案案件と利害関係があるとNEDOが判断した場合、当該案件についての評価者(委員)の評価は除外します。

評価及び審査は非公開で行われ、選定に係わるお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

評価者への個別説明等の活動を行った場合は審査対象からの除外、交付決定の取り消し等、所要の措置を講じます。

(2) 審査について

助成対象事業の採択に際しては、次の視点から審査します。

① 事業の要件及び事業者の要件に関する審査

「2 (1) 応募要件」、「2 (2) 実証機関及びその他の機関の位置づけ」及び「3. 応募にあたっての留意事項」に記載されている要件に適合しているかを審査します。本要件に適合していないと判断された場合は、以下の評価対象とならない場合があります。共同研究先や協力機関等、各機関間の合意を踏まえて提案してください。

② 技術、事業化及び重点課題に関する審査の基準

提案された技術開発テーマについて、以下のア～ウの項目に関して審査します。

ア. 技術に関する評価項目

項目	審査基準
基となる技術開発の有無	提案の実用化開発の基となる技術開発の成果(実験データ等)が明確に示されていること。また、提案の実用化開発のシーズについて基礎的な検討が十分に行われていること。
技術の新規性及び目標設定レベルの程度	新規性のある技術であって、国際的に見ても目標設定のレベルが相当程度高いこと。
特許・ノウハウの優位性	提案者が開発商品に関する優位性のある特許及びノウハウを保有していること。あるいは、大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が確実であること。
目標、課題、解決手段の明確性	本事業における目標値、技術課題及び解決手段が明確であること。
費用対効果	研究計画に要する費用(助成金の使用計画)が適切であり、費用対効果(助成金額と得られる事業化効果など)が高く、助成規模に応じて効果(社会的必要性など)が十分に期待できること。
研究計画の妥当性	予定期間内に計画された技術的課題が解決される可能性が高いこと。

イ. 事業化に関する評価項目

項目	審査基準
新規市場創出効果	当該研究成果が広汎な製品・サービスへ利用の可能性が大きく、新規産業の開拓等に貢献すること。
市場ニーズの把握	市場ニーズを具体的に把握(ユーザーとの接触、市場調査等)していると共に、それを反映させた開発目標の設定がなされていること。実証機関との連携によりユーザーニーズが反映された成果が期待できること。

開発製品・サービスの優位性	市場ニーズを踏まえて、開発した製品・サービスが競合製品等と比較して優位(性能、価格等)であること。将来の市場において相当の占有率が期待できること。
事業化体制	技術開発体制のみではなく、事業化をするために適切な体制(金融機関等(ベンチャーキャピタル等)や採用予定先(取引先)等との連携等)となっていること。
事業化計画の信頼性	事業期間終了後概ね3年以内に実用化が達成される可能性が高いことを示す具体的かつ的確な事業化計画を提案し、予想されるリスク(市場変動、技術変革等)などへの対策が盛り込まれていること。

ウ. 重点課題に関する評価項目(下記以外のテーマも提案可能)

項目	審査基準
機能性とデザイン性を兼ね備えた福祉用具の技術開発	開発する製品が、多世代が使いたいと思うデザインである等、機能性とデザイン性の両立により、ユーザーが求める経験・価値を実現・向上し、使用時に充足感を与えること。
安全性が確保された福祉用具の技術開発	開発する製品について、ユーザーが使用した際に起こりうる事故を未然に防止するため、実証実験等により製品の安全性の向上に資する計画となっていること。
海外展開を見据えた福祉用具の技術開発	開発する製品について、海外の市場動向を把握し、将来製品化された際に販路開拓のターゲットとなる海外の国・地域を見据えた計画であること。
重度の障害を持つ人を支援するための福祉用具の技術開発	開発する製品について、重度の障害(例えば、ALS、パーキンソン病などに類似した障害)を持つ人を支援し、使用した人のQOLを向上させる特徴を有していること。
感染予防対策に繋がる福祉用具の技術開発	開発する製品について、ユーザーにとって感染症(例えば新型コロナウイルス、インフルエンザウイルス等)の予防対策に繋がる福祉用具であること。

③ 本審査の審査基準

以下の基準により、助成先を決定することとします。

ア. 提案書の内容が次の各号に適合していること。

(ア) 助成事業の目標が機構の意図と合致していること。

(イ) 助成事業の方法、内容等が優れていること。

(ウ) 助成事業の経済性が優れていること。

イ. 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。

(ア) 関連分野における事業の実績を有していること。

(イ) 助成事業を行う人員、体制が整っていること。

- (ウ)助成事業の実施に必要な設備を有していること。
- (エ)経営基盤が確立していること。
- (オ)助成事業の実施に関してNEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

7. 助成先の決定及び通知

(1) 提案内容の公表

受理した提案については、採択、不採択に拘らず、その結果を、書面（電子ファイルを含む）により通知します。

採否結果の通知時期は、2021年10月上旬を予定しています。

また、採択したテーマ等については、NEDOのホームページ等で公表します。不採択としたテーマ等については、当該提案者に対してのみ、不採択理由と共に、結果を通知します。

また、採択に当たって、附帯条件等がある場合（例：実施体制の見直し等）は、その旨を通知文に明記します。

条件等を実施事業の内容に反映するなど、必要な調整を行ったのち、10月上旬を目途に、NEDOから提案者に交付決定通知を発出します。「採択の条件」に不服がある場合は提案を取り下げることができます。

採択審査委員（評価者）の所属、氏名について、採択結果の公表時に、併せて、公表します。

(2) 中間評価・事後評価の実施

本事業は最長で2年度の計画とすることが可能ですが、事業期間内に中間評価（技術委員会）及び事後評価（事後評価委員会）を行います。審査内容により、当初提案されていた助成期間内であっても、次年度以降の計画に変更が生じる場合、又は研究開発の縮小・中止となる場合もありますのでご留意ください。また、事業終了後、実用化に向けたその後の取組みを評価する事後評価を実施します。

(3) 交付決定の取り消し

提案内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

また、助成金の交付にあたって付された条件に従い報告書の提出義務等が果たされない場合、助成金交付後であっても交付規定に基づき、交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用、また、企業名の公表等が行われることがあります。

8. 助成対象費用の詳細

「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に定める経費項目に従います。助成の対象となる費用は、本助成事業で実施する技術開発に直接必要な費用のうち、この事業

に専用として使用する機械装置等費、労務費、その他経費及び共同研究費であり、この事業以外にも使用するものは助成対象外です。

費目ごとの内容は次のとおりです。

I. 機械装置等費（生産設備は対象外）

1. 土木・建築工事費

プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。

※建屋の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得するための経費を計上する場合、その使用目的や期間の目途等を確認の上、場合によっては、修正を求めることがあります。

2. 機械装置等製作・購入費

助成事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入に要する経費。

3. 保守・改造修理費

プラント及び機械装置の保守(機能の維持管理等)、改造(主として価値を高め、又は耐久性を増す場合)、修理(主として現状を回復する場合)に必要な経費。

※保守費の計上対象は、NEDO 委託費又は助成事業費で購入し、かつ、当該研究開発に使用するための装置に限ります。

II. 労務費

1. 研究員費

助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。

2. 補助員費

助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費(ただし、上記1.研究員費に含まれるものを除く)。

※労務費は健保等級に基づく労務費単価を用いて算定してください。

※健保等級に基づく労務費単価の考え方については、下記マニュアルの労務費の項目をご参照ください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html

※本助成事業で使用する労務費の請求単位は「時間単位」のみとします。

III. その他経費

1. 消耗品費

助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費。

2. 旅費

➤ 助成事業を実施するため、特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。

- 研究者以外の者が、本助成事業の実施に専用として必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で、旅費、滞在費、交通費。
※学会等の目的で旅費を計上する場合は、学会名、参加者等を明示してください。

3. 外注費

- 助成事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア等の請負外注に係る経費。
- ※外注については、その必要性及び金額の妥当性を明確にできるように提案書に記載してください。研究開発要素がある業務を外注することはできません。また、必要に応じて、外注先や研究員へのヒアリングを行うことがあります。

4. 諸経費

上記の1～3のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、学会等参加費等。

IV. 共同研究費

助成事業のうち、共同研究契約等に基づき国内の共同研究先(提案者以外の機関)が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記Ⅰ～Ⅲに定める項目に準じて行います。

- ① 共同研究を行う場合には、あらかじめ提案書に記載していただくことが必要です。
- ② 共同研究費は、交付決定通知書に記載される助成金の額の50%未満である必要があります。
- ③ 本費用を計上する場合は、費目別の内訳も提示していただきます。その際、以下のA)～C)にご留意ください。
 - A) 助成事業者の従業員が共同研究機関に出向する場合は、当該出向者の労務費を、共同研究費の中に計上することはできません。
 - B) 共同研究機関が購入する機械設備等の費用を共同研究費の中に計上することはできますが、この場合は、「当該設備の処分制限の期間は、当該設備を助成金の交付の目的に則り使用する」旨の文言を共同研究契約書に挿入してください。
 - C) 共同研究機関において発生する本事業の直接経費の10%(大学は15%)を上限として間接経費も助成対象とします。
- ④ 共同研究契約を締結するにあたり、以下のA)～E)にご留意ください。
 - A) 共同研究費で購入した設備の取扱いについては、共同研究契約書に「当該設備の耐用年数の期間は、当該設備を助成金の交付の目的に沿って使用する」旨の文言を記載ください。
 - B) 共同研究先に支払った費用について、助成事業者が把握できるように共同研究契約書に「本契約に関する経理書類の閲覧を申し出ることができ、閲覧の申し出があった場合はこれに応じなければならない。」旨の文言を記載ください。

- C) 助成事業者は、共同研究契約時に共同研究費の金額の妥当性が説明できるよう、共同研究先から積算内訳(支出計画)を入手してください。
- D) 共同研究契約の締結は、交付決定日以降とし、期間は助成事業期間内とします。
- E) 共同研究先について、必ず経費発生調書(又は、決算報告書・収支報告書)及び成果報告書の提出を求めてください。

9. その他

(1) 助成金の支払い

本事業における助成金の交付は、助成期間完了後(確定検査完了後)に手続きされる最終の経費の支払いである「精算払」を原則としています。

ただし、必要があると認められる場合は、助成期間の中途に助成事業の実施に要する経費の一部を助成先に支払います。これを「概算払」といいます。

概算払は、原則として、助成事業者の支出実績額等に応じて年間4回(5, 8, 11, 2月)実施します。ただしNEDOが必要と認める場合は、毎月1回を限度に、概算払請求を行うことも可能です。支払い対象は概算払を行う月の前月末迄の支出実績額分となり、助成対象額に助成率を乗じた金額を支払います。概算払を受けるに当たり、発注、納品、受領、検収、請求、支払を確認できる証憑類の提示及び必要理由書等の提出を求めます。詳しくはNEDO 担当者にご相談ください。

本事業では、労務費以外の計上基準は、支払ベース(実績主義)のみとし、労務費は、検収ベース(発生主義)としています。ただし、外注先等へ前渡金で支払いを終えた場合でも、成果物等の検収を終わっていない場合については、請求の対象とはなりませんのでご注意ください。

(2) 取得財産の管理

- ① 本事業における取得財産の所有権は助成事業者にあります。これを処分しようとするときは、あらかじめNEDOの承認を受ける必要があります。

詳細は、2021年度版 課題設定型産業技術開発費助成事業 事務処理マニュアルの「XⅢ. 助成事業終了後の手続等」を参照してください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html

助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増した財産については、助成事業の完了後においても処分制限期間内については善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って効果的運用を図ることとなっており、NEDOが別に定める期間内に当該資産を助成金の交付の目的外(他研究への転用、商用生産、廃棄、売却等)に使用する時は、事前に承認を受ける必要があります。なお、当該資産を処分(目的外使用)することにより収入金があった時は、NEDOの請求に応じ収入金の一部を納付しなければならない場合があります。

他研究への転用、商用生産、廃棄等の場合は、原則として残存簿価を収入金とみなします。

- ② NEDOでは、処分制限取得財産等を補助目的たる事業の遂行に支障を来さない範囲で、一時的に(当該年度を超えない範囲で)行う転用又は貸付けを行う場合、経済産業省通達「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」に準じた取扱いを行います。

詳細は以下URLを参照してください。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.html

- ③ 本助成金で取得した固定資産等に関しては、圧縮記帳^(注15)を適用することが可能です。

(注15)圧縮記帳：新たに取得した固定資産の帳簿価格を助成金相当額だけ減額、つまり圧縮して記帳することによって圧縮した減額分だけ損金に算入し、益金の額と相殺的な効果をもたせることにより直接的な課税が生じないようにする制度です。なお、詳細は税務署・税理士等に確認してください。

(3) 産業財産権の届出

助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等について産業財産権等を事業期間又はその終了後5年以内に出願、取得、譲渡もしくは実施権を設定した場合には、NEDOに届出書を提出する必要があります。

(4) 事業期間終了後の留意事項

- ① 事業期間の終了年度の翌年度以降5年間は、毎年、企業化状況報告書をNEDOに提出していただきます。
- ② 事業期間終了後の収益納付について、下記に留意してください。
- ア. 企業化状況報告書により、助成事業の実施結果の実用化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及び助成事業の実施結果の他への供与による相当の収益が認められたときは、原則、その収益の一部をNEDOに納付していただきます。
- イ. 収益納付額の合計は、助成金の確定額を上限とします。
- ウ. 収益納付すべき期間は、事業期間の終了年度の翌年度以降5年間とします。
- エ. 収益額が少額な場合(収益納付期間単年度換算した助成金確定額の1%未満)は、収益納付対象外とします。また、助成事業者の経常収支が赤字となる場合は、NEDOは納付について猶予する場合があります。

納付額の算出式

納付額 = ①助成事業に係る当該年度収益額 × ②助成金寄与度
ただし、

① 助成事業に係る当該年度収益

…損益計算書(P/L)上の営業利益 × (助成事業対象部分売上÷売上高)

② 助成金寄与度 = 助成金確定額の 1/5 ÷ 各年度に要したコスト

(助成寄与度=助成金確定額/助成対象費用+追加投資費用の考え方も可)

詳細は下記「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアルを
ご覧ください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html

(5) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業の助成金を交付される事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下「国民との科学・技術対話」という)に関する経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否の判断については、技術開発活動自体への影響等も勘案して行います。また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。

(6) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

- ① 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開(取材対応、ニュースリリース、製品発表等)を実施する際は事前にNEDOに報告をしてください。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとします。
- ② 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体(電子メール等)による通知を認めます。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとします。
- ③ 公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めてください。
- ④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示してください。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができます。

【発表前又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られたものです。」

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られた成果を(一部)活用しています。」

(7) 提案情報の管理

① 提出物の管理

提出された提案書等は、助成事業の審査のために使用し、NEDO 内で厳重に管理します。審査実施にあたり外部専門家には提出書類等をセキュリティ確保(閲覧期限付き、印刷不可設定)した上で共有します。提案者に対し提出物の返却はいたしません。

② 提案情報の公表

採択された事業にあつては、提案者の企業名、助成事業の名称及び助成事業の概要を公表します。

不採択の場合は、提案者の企業名及び助成事業の名称を含めて提出書類等の内容は原則として公表いたしません。ただし、他府省等、助成金担当課からの依頼・問い合わせ等に対して、その依頼・問い合わせ等が妥当と認められた場合は、使用目的を限ってその機関に提案者の企業名、事業の名称等を知らせることがあります。

(8) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- ① 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という)に基づき輸出規制^(注16)が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

(注16) 我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- ② 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情

報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

- ③ 本助成事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

- ④ 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

- ▶ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)
- ▶ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryoo/handbook.pdf>
- ▶ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ▶ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(9) 個人情報について

提出物等により取得した個人情報の取扱いは以下のとおりとします。

- ① 審査及び審査に関係する説明会等のご案内、資料送付等に利用します。
- ② 審査後の通知及び関係する説明会のご案内、資料送付等に利用します。
- ③ NEDOが開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等のご案内、資料送付等に利用することがあります。
- ④ 特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。
- ⑤ 上記の利用目的以外で利用することはありません(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます)。

(10) 情報公開について

e-Radに登録された各情報(プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

(1 1) 中小企業技術革新制度(S B I R)

本助成事業は、中小企業技術革新制度(S B I R)において、「特定補助金等」の指定を受ける予定です。本助成金を交付された中小企業については、その成果を利用した事業活動を行う際に、各種の支援措置の特例を受けることができます。

詳細については、次のホームページをご参照ください。

<https://j-net21.smrj.go.jp/develop/sbir/index.html>

(1 2) 博士課程後期(学生)のRA(リサーチアシスタント)等への雇用

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程(後期)学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程(後期)在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

内閣府 科学技術基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

本プロジェクトにおいても、博士課程後期(学生)のRA(リサーチアシスタント)等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う博士課程後期(学生)は、NEDOと契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

(1 3) NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」にて、ご意見お寄せいただければ幸いです。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyou.html

なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

2021年度課題解決型福祉用具実用化開発支援事業

Ⅱ 別添集

(別添1)技術キーワード(分野別)

(別添2)専門学術分野キーワード

技術キーワード(分野別)

【1. ライフサイエンス】		【2. 情報通信】			
1010	アミノ酸、ペプチド	2010	ハイパフォーマンス・コンピューティング(スパコン、GPU)	4025	量子力学
1020	蛋白質、膜蛋白質、プロテオーム、プロテオミクス、蛋白質相互作用	2020	分散コンピューティング・グリッドコンピューティング	4030	化学(全般)
1030	糖、糖鎖、レクチン	2030	クラウドコンピューティング	4035	物理化学(電気化学、光化学等)
1040	その他生体物質(アルカロイド、ヘム等)	2040	ユビキタスコンピューティング	4040	レオロジー(固体物性、液体物性等)
1050	核酸、DNA、RNA、ゲノム、SNP、エピジェネティクス、遺伝子	2050	サイバーフィジカルシステム	4045	無機化学
1060	機能性核酸(RNAi, siRNA, アンチセンスDNA/RNA, アプタマー等)	2060	人工知能、エージェント	4050	有機化学
1070	その他生体高分子(セルロース、リグニン、ポリフェノール等)	2070	解析・評価、画像・文章・音声等認識	4055	量子化学
1080	抗体	2080	データマイニング	4060	計算化学(材料設計、分子シミュレーション等)
1090	酵素	2090	データ圧縮技術	4065	電気泳動
1100	細胞	2100	データベース	4070	ゾルゲル
1110	脂質、糖脂質	2110	シミュレーション	4075	コロイド
1120	組織	2120	ソフトウェア、論理プログラミング	4080	吸着、拡散
1130	代謝	2130	プログラミング言語	4085	分子間相互作用
1140	培養	2140	暗号アルゴリズム、認証	4090	プラズマ
1150	発生、分化、生殖、シグナル伝達	2150	セキュリティ技術(監視、防御、署名等)	4095	超臨界
1160	微生物バイオ	2160	GPS、GIS	4100	表面、界面
1170	植物バイオ	2170	スマートセンサ情報システム	4105	金属材料
1180	動物バイオ	2180	コンピュータグラフィックス(3次元画像技術等)	4110	レアメタル、レアアース(代替技術を含む)
1190	発酵(物質生産等)	2190	バーチャルリアリティ、仮想現実	4115	ケイ素系材料
1200	育種	2200	通信方式、プロトコル	4120	無機化合物、金属化合物、セラミックス
1210	家畜	2210	光ネットワーク	4125	複合材料
1220	食品(発酵食品、機能性食品含む)	2220	無線ネットワーク(マイクロ波、ミリ波、テラヘルツ波)	4130	有機金属
1230	木材	2230	セキュアネットワーク、高信頼性ネットワーク	4135	錯体、配位子
1240	その他農芸化学	2240	情報家電・ホームネットワーク	4140	有機材料、有機化合物
1250	バイオメテックス(生体模倣)(ナノテク・材料と共通)	5390	エネルギーマネジメント、HEMS/BEMS(エネルギーと共通)	4145	イオン液体
1260	バイオセンサ	4355	半導体(ナノテク・材料と共通)	4150	高分子、 dendリマー、超分子
1270	バイオ素子	4360	化合物半導体、有機半導体(ナノテク・材料と共通)	4155	導電性高分子
1280	バイオインフォマティクス、生体情報学	2250	回路設計、LSI設計	4160	炭素材料(ダイヤモンド、黒鉛、炭素繊維)
1290	リハビリテーション	2260	その他半導体デバイス	4165	カーボンナノチューブ・フラーレン
1300	障害者支援	2270	MEMS、マイクロマシン、スマートセンサー(ナノテク・材料と共通)	4170	有機合成、化学合成
1310	老人介護、看護	2280	セキュアデバイス、スマートカード	4175	不斉合成、不斉重合、不斉触媒、キラルフリー
1320	レーザー医療	5450	パワーエレクトロニクス、LSTPデバイス(エネルギーと共通)	4180	重合
1330	福祉工学・機器	5460	蓄電デバイス(電池、コンデンサ等)(エネルギーと共通)	4185	固相合成、表面化学反応
1340	バイオマテリアル(医用材料)(ナノテク・材料と共通)	2290	高性能レーザー、光源技術	4190	マイクロリアクター、バイオリアクター
1350	医用工学、バイオメカニクス	2300	LED	4195	触媒
1360	人工臓器	2310	光デバイス(スイッチ、変調器、増幅器等)	4200	光触媒、光触媒反応
1370	超音波診断	2320	撮像デバイス、CCD	4205	冶金、粉末冶金
1380	非侵襲計測	4365	EL、有機EL、高分子LED(ナノテク・材料と共通)	4210	コーティング(製造技術と共通)
1390	低侵襲治療	2330	その他デバイス	4215	ナノコーティング
1400	磁気共鳴画像(MRI)、PET、画像診断	2340	ユニバーサルデザイン、ユーザビリティ	4220	物理蒸着(PVD)
1410	医療用ロボット	【3. 環境】		4225	化学気相、化学蒸着(CVD)
1420	手術支援システム	3010	環境影響評価	4230	エビタキシ
1430	遠隔医療	3020	環境調和技術	4235	ドーピング
1440	その他医用機器・装置(研究用含む)	3030	環境修復技術(バイオレメディエーション等)	4240	イオン注入
1450	DNAチップ、バイオチップ	3040	地球温暖化	4245	ナノインプリント、ナノエッチング、ナノリソグラフィ
1460	イムノアッセイ	3050	二酸化炭素固定化	4250	液晶成長、液晶配向
1470	生化学分析、臨床検査、バイオマーカー	3060	フロン代替材料	4255	表面修飾
1480	病原体、ウイルス、細菌	3070	大気汚染	4260	薄膜成長
1490	バクテリオファージ	3080	水質汚染	4265	繊維、ファイバー
1500	ワクチン	3090	土壌汚染	4270	ナノファイバー
1510	免疫	3100	有害化学物質(アスベスト等)	4275	シート、フィルム
1520	アレルギー	3110	有機塩素化合物(ダイオキシン等)	4280	薄膜、超薄膜
1530	ストレス	3120	重金属	4285	多孔質材料
1540	移植、再生	3130	環境ホルモン	4290	ナノポーラス材料
1550	感染症	3140	エアロゾル	4295	微粒子
1560	血液	3150	室内空気汚染	4300	超微粒子、ナノ粒子
1570	細胞移植	3160	無害化技術	4305	結晶、単結晶材料
1580	再生医療、iPS/ES細胞、幹細胞	3170	排水処理技術(社会基盤と共通)	4310	超格子材料
1590	循環器、高血圧、高脂血症	3180	廃棄物処理技術	4315	液晶、液晶系材料
1600	糖尿病、糖尿	3190	排ガス処理技術	4320	自己組織化材料
1610	癌、腫瘍	3200	有機廃棄物	4325	アモルファス、無定形、ガラス
1620	遺伝子治療	3210	放射性廃棄物	4330	相転移
1630	個別化医療(テーラーメイド医療)	3220	電磁環境	4335	機能性材料
1640	内科	3230	環境計測	4340	圧電材料(ピエゾ)
1650	外科	3240	ライフサイクルアセスメント	4345	熱電材料(ペルチェ、ゼーベック)
1660	小児科	3250	3R(リデュース、リユース、リサイクル)、資源循環	4350	電磁機能材料
1670	神経、脳	3260	エコデザイン	4355	半導体(情報通信と共通)
1680	認知症	3270	エコマテリアル、生分解性材料	4360	化合物半導体、有機半導体(情報通信と共通)
1690	老化	7080	地球環境変動・予測(社会基盤と共通)	4365	EL、有機EL、高分子LED(情報通信と共通)
1700	骨粗鬆症	7090	自然現象観測・予測(社会基盤と共通)	4370	超伝導材料
1710	栄養学	【4. ナノテク・材料】		4375	誘電体、強誘電体
1720	薬学、医薬品	4005	物理(全般)	4380	磁性材料
1730	分子標的薬	4010	力学	4385	発光、蛍光
1740	ドラッグデリバリー	4015	電磁気学	4390	構造色
1750	グリーンバイオ、環境バイオ	4020	光学	4395	オプトエレクトロニクス材料(光ファイバー等)

4400	フォトニック結晶
4405	非線形光学材料
4410	形状記憶材料(合金、樹脂)
4415	物理・機械特性材料(力学、弾性、延性、靱性、脆性等)
4420	耐熱材料
4425	耐久性材料(腐食、防食、防汚等)
4430	潤滑材料(トライボロジー含む)
4435	吸着・交換材料(分子、イオン)
4440	分子認識材料
4445	自己修復材料
4450	傾斜機能材料
4455	膜分離、分離膜
4460	接合、接着(製造技術と共通)
1340	バイオマテリアル(医用材料)(ライフサイエンスと共通)
1250	バイオメティクス(生体模倣)(ライフサイエンスと共通)
2270	MEMS、マイクロマシン、スマートセンサー(情報通信と共通)
4465	マイクロマニピュレーション
4470	分子デバイス、ナノデバイス
4475	グリーンケミストリー
4480	非破壊検査
4485	電子顕微鏡
4490	走査プローブ顕微鏡、SFM、STM
4495	分光、スペクトロスコピー
4500	X線・電子線回折、中性子散乱
4505	放射光、電子サイクロトロン共鳴
4510	核磁気共鳴(NMR)
4515	電子スピン共鳴(ESR)
4520	質量分析
4525	クロマトグラフィー
4530	精密計測
4535	レーザー・光計測
4540	近接場光
4545	表面プラズモン
4550	紫外光・自由電子レーザー
4555	イオンビーム
4560	標準物質
[5. エネルギー]	
5010	熱工学
5020	燃焼技術
5030	低温工学
5040	波力発電
5050	海流発電
5060	潮力発電
5070	海洋温度差発電
5080	塩分濃度差発電
5090	その他海洋エネルギー
5100	地熱、地熱利用、バイナリー発電
5110	タワース式太陽熱発電
5120	トラフ式太陽熱発電
5130	ディッシュ式太陽熱発電
5140	シリコン系太陽電池
5150	化合物系太陽電池
5160	有機系太陽電池
5170	その他太陽エネルギー
5180	洋上風力発電
5190	小型風力発電
5200	その他風力エネルギー
5210	木質バイオマス(ガス化含む)
5220	エタノール抽出
5230	自動車燃料(廃食用油由来)
5240	メタン精製(家畜等糞尿由来)
5250	水素エネルギー(製造・吸蔵・貯蔵等)
5260	バイオエネルギー、炭化水素系燃料(メタン・メタノール等)
5270	バイオリファイナリー
5280	燃料改質
5290	石炭液化技術(CTL)
5300	石炭ガス化
5310	クラスレート(メタンハイドレート等)、オイルサンド
5320	天然ガス液体燃料化技術(GTL)等
5330	ジメチルエーテル(DME)
5340	シェールガス
5350	増進回収技術(EGR)
5360	増進回収技術(EOR)
5370	省エネルギー技術
5380	省エネ住宅・ビル
5390	エネルギーマネジメント、HEMS/BEMS(情報通信と共通)

5400	エネルギー変換技術
5410	エネルギー回収技術
5420	エネルギー輸送技術・発電技術
5430	トライジェネレーション
5440	超伝導エネルギー技術
5450	パワーエレクトロニクス、LSTPデバイス(情報通信と共通)
5460	蓄電デバイス(電池、コンデンサ等)(情報通信と共通)
5470	キャパシタ、電気二重層キャパシタ
5480	燃料電池
5490	溶融炭酸塩形燃料電池(MCFC)
5500	固体高分子形燃料電池(PEFC)
5510	ヒートポンプ、ペルティエ素子
5520	ヒートパイプ
5530	内燃機関
5540	タービン、ガスタービン、マイクロガスタービン
5550	コージェネレーション、コンバインドサイクル発電
5560	分散型エネルギーシステム
5570	廃熱利用、冷熱利用
5580	蓄熱
5590	冷凍技術
5600	負荷平準化
5610	充電方式(非接触給電等)
5620	バッテリー
5630	電気自動車
[6. 製造技術]	
6010	設計技術
6020	ライフサイクル設計
6030	組立技術
6040	機械制御
6050	機械力学、機械要素
6060	破壊力学
6070	化学装置、化学工学
6080	高圧技術
6090	真空技術
6100	流体技術
6110	油圧、空圧
6120	アクチュエータ
6130	プラント
6140	品質管理
6150	劣化予測・診断
6160	CAD、CAM、CAE、CAT
6170	ロボット(マニピュレーション等)、NC(数値制御)
6180	ロボット(2足歩行、コンピュータビジョン)
6190	生産システム・管理
6200	製造技術(自動化、IMS、CIM等)
6210	バイラテラル制御
6220	自律移動制御
6230	振動制御
6240	可視化
6250	エッチング
6260	メッキ(電解・無電解)
6270	リソグラフィ
6280	塗装
6290	溶射
4460	接合、接着(ナノテク・材料と共通)
4210	コーティング(ナノテク・材料と共通)
6300	熱処理
6310	その他表面処理
6320	切削加工
6330	放電加工
6340	レーザー加工
6350	プラズマ加工
6360	微細・精密加工
6370	半導体微細加工
6380	圧延
6390	成形加工(金属材料)
6400	成形加工(樹脂、ゴム等)
6410	型技術、金型
6420	鋳造、鍛造
6430	溶接

[7. 社会基盤]	
7010	ユニバーサルデザイン、人間工学、バリアフリー
7020	国際標準(ISO等)
7030	感性工学
7040	ユーザビリティ
7050	安全工学
7060	リスク管理
7070	都市防災
7080	地球環境変動・予測(環境と共通)
7090	自然現象観測・予測(環境と共通)
7100	建築
7110	コンクリート技術
7120	自然災害
7130	地震対策
7140	地すべり学
7150	土木工学
7160	河川工学
7170	水理学
7180	国土開発・国土整備
7190	地域計画
7200	交通需要管理
7210	地上交通システム(ITS、AHS)
7220	海上・航空交通
7230	都市整備、環境
7240	上下水道
3170	排水処理技術(環境と共通)
7250	水資源、淡水化
7260	地域農業、農村計画
7270	農地利用
7280	造園、造林
7290	土壌改良
7300	森林保護
[8. フロンティア]	
8010	宇宙科学、宇宙工学
8020	地球科学
8030	地質学
8040	気象学
8050	海洋科学・資源
8060	航空技術
8070	ロケット、人工衛星
8080	衛星通信
8090	微小重力
[9. 社会学]	
9010	技術戦略、事業戦略、経営戦略、マーケティング
9020	技術経営(MOT)、技術マネジメント
9030	研究開発マネジメント、製品開発マネジメント、事業開発マネジメント
9040	イノベーション、技術革新、産業技術競争力
9050	技術経営モデル、ビジネスモデル
9060	産業財産権、特許
9070	ブライアンス、コンプライアンス、産学連携、産学官連携、企業連携、企業統合
9080	起業、ベンチャー
9090	産業クラスター、地域クラスター、地域産業構造
9100	技術移転、技術移転機関(TLO)

(別添2)

専門学術分野キーワード

	<電気・機械関連>	<化学関連>	<農学関連>
101	エレクトロニクス実装学会	301 化学工学会	501 日本植物学会
102	静電気学会	302 高分子学会	502 日本植物細胞分子生物学会
103	電気化学会	303 触媒学会	503 日本植物病理学会
104	電気学会	304 石油学会	504 日本植物生理学会
105	電気設備学会	305 石油技術協会	505 日本農芸化学会
106	電子情報通信学会	306 セルロース学会	
107	日本リモートセンシング学会	307 繊維学会	
108	プラズマ・核融合学会	308 日本化学会	<建設関連>
109	計測自動制御学会	309 日本吸着学会	601 地盤工学会
110	システム制御情報学会	310 日本ゴム協会	602 土木学会
111	自動車技術会	311 日本生化学会	603 日本音響学会
112	精密工学会	312 日本接着学会	604 日本建築学会
113	砥粒加工学会	313 日本分子生物学会	605 日本コンクリート工学協会
114	日本機械学会	314 日本分析化学会	606 日本地震学会
115	日本顕微鏡学会	315 日本ペプチド学会	607 日本都市計画学会
116	日本高圧力学会	316 日本放射光学会	
117	日本航空宇宙学会	317 有機合成化学協会	
118	日本熱物性学会		
119	日本燃焼学会		<情報関連>
120	日本冷凍空調学会	<医学・バイオ関連>	701 映像情報メディア学会
121	日本ロボット学会	401 日本アレルギー学会	702 情報処理学会
122	溶接学会	402 日本医学放射線学会	703 日本ソフトウェア科学会
123	レーザー学会	403 日本育種学会	704 日本バーチャリアリティ学会
124	日本トライボロジー学会	404 日本遺伝学会	705 人工知能学会
		405 日本遺伝子治療学会	
		406 日本ウイルス学会	
	<材料・物理関連>	407 日本エアロゾル学会	<エネルギー・環境関連>
201	軽金属学会	408 日本衛生学会	801 エネルギー・資源学会
202	資源・素材学会	409 日本癌学会	802 資源エネルギー学会
203	ナノ学会	410 日本癌治療学会	803 水素エネルギー協会
204	日本液晶学会	411 日本外科学会	804 日本エネルギー学会
205	日本希土類学会	412 日本獣医師会	805 日本ガスタービン学会
206	日本金属学会	413 日本再生医療学会	806 日本原子力学会
207	日本結晶学会	414 日本細胞生物学会	807 日本太陽エネルギー学会
208	日本材料学会	415 日本磁気共鳴医学会	808 日本風工学会
209	日本セラミックス協会	416 日本循環器学会	809 日本風力エネルギー協会
210	日本塑性加工学会	417 日本神経回路学会	810 環境科学会
211	日本鋳造工学会	418 日本神経科学学会	811 環境資源工学会
212	日本複合材料学会	419 日本人工臓器学会	812 環境バイオテクノロジー学会
213	日本膜学会	420 日本人類遺伝学会	813 空気調和・衛生工学会
214	表面技術協会	421 日本整形外科学会	814 大気環境学会
215	プラスチック成形加工学会	422 日本生態学会	815 日本気象学会
216	粉体工学会	423 日本生物工学会	816 日本水環境学会
217	粉体粉末冶金協会	424 日本生物物理学会	817 水文・水資源学会
218	無機マテリアル学会	425 日本生理学会	818 日本地熱学会
219	日本 MRS	426 日本蛋白質科学会	819 廃棄物学会
220	日本レオロジー学会	427 日本超音波医学会	
221	応用物理学会	428 日本糖質学会	
222	低温工学・超電導学会	429 日本透析医学会	<その他>
223	低温工学協会	430 日本内科学会	901 研究・技術計画学会
224	日本応用磁気学会	431 日本脳神経外科学会	902 日本海洋学会
225	日本伝熱学会	432 日本バイオマテリアル学会	903 ゼオライト学会
226	日本物理学会	433 日本発生物学会	904 日本経営工学会
227	日本分光学会	434 日本微生物生態学会	905 日本食品科学工学会
228	物理探査学会	435 日本病理学会	906 日本水産学会
229	日本 AEM学会	436 日本免疫学会	907 日本生産管理学会
230	日本鉄鋼協会	437 日本薬学会	908 日本地球化学会
231	炭素材料学会	438 日本薬理学会	909 日本畜産学会
		439 日本リハビリテーション医学会	910 日本地質学会
		440 日本リハビリテーション工学協会	911 日本天文学会
		441 日本レーザー医学会	912 日本土壌肥科学会
		442 バイオインダストリー協会	913 日本人間工学会
		443 バイオメカニズム学会	914 日本表面科学会
		444 日本細菌学会	915 日本油化学会
		445 日本エム・イー学会	916 腐食防食協会
		446 日本 DDS学会	
		447 日本生化学会	